

補装具の交付・借受け・修理 (1 ページ欄外参照)

〈窓口〉各区役所支援課 (3 ページ参照)

身体障害を補い、日常生活の向上を図るため、補装具の購入・借受け・修理のための費用の支給を行います。購入する前に、あらかじめご相談ください。入院中は支給の対象にならない場合があります。また、他の制度での給付の対象となる場合や、本人及び配偶者の所得が一定以上の場合は、対象外です。(児童へ支給する場合、世帯員の所得による支給制限はありません)

支給にあたっては、障害者更生相談センターの判定(児童の場合は、自立支援医療機関(育成医療機関)または保健所の意見書)が必要です。原則として1種類につき1個までの交付となります。

※労働者災害補償保険受給者においても、義肢・装具の交付が受けられる場合がありますので、適用される方についてはそちらを優先して利用していただきます。また、治療用装具として、医師に認められた場合は、健康保険が適用されます。詳しくは、労働基準監督署、各健康保険組合へお問い合わせください。

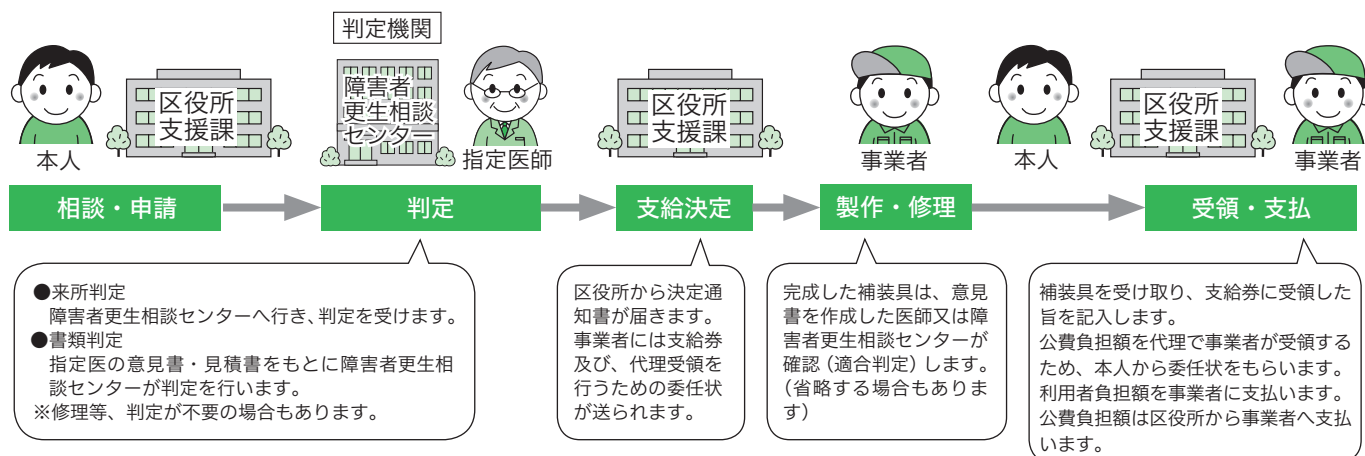
◇申請に必要なもの

手帳、特定(指定)疾患医療受給者証または診断書、見積書(事業者から取寄せたもの)、印鑑

◇費用

国の制度上は費用の原則1割を負担することになります。ただし、本人及び配偶者(児童の場合は世帯)の所得に応じた負担上限月額が設定されます。また、市では所得に応じて、費用負担の一部を助成しています。

◇補装具の支給の流れ



◇補装具の種類

種類		備考
視覚障害者安全つえ		
義眼		
眼鏡		
補聴器		
義肢	義手	
	義足	
装具		
姿勢保持装置		
車椅子		介護保険優先

種類	備考
電動車椅子	介護保険優先
歩行器	介護保険優先
歩行補助つえ	介護保険優先
重度障害者用意思伝達装置	
座位保持椅子	18歳未満のみ
起立保持具	18歳未満のみ
頭部保持具	18歳未満のみ
排便補助具	18歳未満のみ
人工内耳用音声信号処理装置修理	修理のみ

軽・中等度難聴児の補聴器の交付

〈窓口〉各区役所支援課（3 ページ参照）

身体障害者手帳の交付の対象とならない軽度又は中等度の難聴児の言語の習得、教育等における健全な発達を支援するため、補聴器の購入のための費用の支給を行います。

購入する前に、あらかじめご相談ください。

◇申請に必要なもの

自立支援医療機関の医師又は身体障害者福祉法第 15 条第 1 項に規定する医師が作成した意見書（所定の様式）、見積書（事業者から取寄せたもの）、印鑑

◇費用

基準額の原則 1 割を負担することとなります。ただし、世帯の所得に応じた負担上限月額が設定されます。

車いすの無料貸し出し

〈窓口〉さいたま市社会福祉協議会 各区事務所（8 ページ参照）

さいたま市内在住・在勤・在学の方で、病気・怪我などの理由で、一時的に車いすを必要とする方へ、一定期間（3 か月以内）車いすの貸し出しを無料で行っています。

◇申請に必要なもの

電話予約のうえ、本人の確認ができるもの（運転免許証、健康保険証等）を持参し、さいたま市社会福祉協議会各区事務所へ。

日常生活用具の給付・貸与（ 1 ページ欄外参照）

〈窓口〉各区役所支援課（3 ページ参照）

重度障害のある方または難病患者等の日常生活の便宜を図るため、日常生活用具の給付・貸与を行っています。施設入所・入院中は給付・貸与の対象となる品目が限られています。また、介護保険制度による給付、貸与等を受けられる場合は対象外です。購入する前に、あらかじめご相談ください。

※ 医療保険が適用される用具については、原則として給付対象外となります。

※ ストーマを一時造設した身体障害者手帳を取得されていない方についても、一定期間ストーマ用装具の支給対象となります。

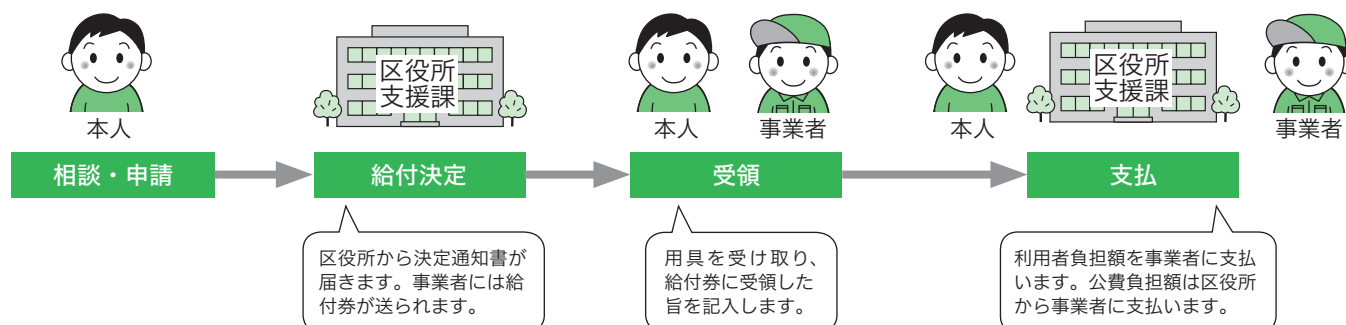
◇申請に必要なもの

手帳、特定（指定）疾患医療受給者証または診断書、見積書（事業者から取寄せたもの）、印鑑

◇費用

費用の原則 1 割を負担することになります。ただし、本人及び配偶者（児童の場合は世帯）の所得に応じた負担上限月額が設定されます。

◇日常生活用具の支給の流れ



◇日常生活用具種目・品目

表において示される「級」は、身体障害者福祉法の部位別等級を示しています。

また、脳原性運動機能障害の場合は、表中の上肢・下肢または体幹機能障害に準じます。

なお、同一の品目を再度給付するにあたり、品目ごとに設けられた耐用年数を経過していない場合は原則として給付対象外となります。

〈給付〉

種目	品目	対 象	性 能	基準額（円）
介護・訓練支援用具	特殊寝台	下肢又は体幹機能障害１・２級で１８歳以上の方又は難病患者等で寝たきりの状態にある方	腕、脚等の訓練ができる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる	160,000
	訓練用ベッド	下肢又は体幹機能障害１・２級で学齢児以上１８歳未満の方又は難病患者等で下肢又は体幹機能に障害のある方		160,000
	特殊マット	重度又は最重度の知的障害児者、下肢・体幹機能障害１・２級で３歳以上１８歳未満の方、下肢もしくは体幹機能障害の１級（常時介護を要する方）で１８歳以上の方又は難病患者等で寝たきり状態にある方	じょくそうの防止又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止できる	19,600
	じょくそう予防マット	下肢若しくは体幹機能障害１・２級で３歳以上１８歳未満の方、下肢若しくは体幹機能障害の１級（常時介護を要する方）で１８歳以上の方又は難病患者等で寝たきり状態にある方	じょくそう予防のためのものであって、次のいずれかに該当するもの ①エアーマットと送風装置からなるもの ②水等による減圧によって体圧分散効果を有するもの。原則として、全身用のもの	106,700
	特殊尿器	下肢又は体幹機能障害１級（常時介護を要する方）で学齢児以上の方又は難病患者等で自力で排尿できない方	尿が自動的に吸引されるもので、障害児者、難病患者等又は介護者が、容易に使用できる	101,000
	入浴担架	下肢又は体幹機能障害１・２級で３歳以上の方（入浴に当たって家族などの介助を要する方）	障害児者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させることができる	82,400
	体位変換器	下肢又は体幹機能障害１・２級で学齢児以上の方又は難病患者等で寝たきりの状態にある方（下着交換等に家族などの介助を必要とする方）	介助者が、障害児者又は難病患者等の体位を変換させるのに容易に使用できる	16,000
	移動用リフト	下肢又は体幹機能障害１・２級で３歳以上の方又は難病患者等で下肢又は体幹機能に障害のある方	介護者が、障害児者又は難病患者等を移動するに当たって、容易に使用できる（天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く）	424,000
	訓練いす	下肢又は体幹機能障害１・２級で３歳以上１８歳未満の方	原則として、付属のテーブルをつける	33,100
自立生活支援用具	入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害で入浴に介助を必要とする３歳以上の方又は難病患者等で入浴に介助を要する方	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害児者、難病患者等又は介助者が、容易に使用できるもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く	85,600
	便器（手すり取付け可）	下肢又は体幹機能障害１・２級で学齢児以上の方又は難病患者等で常時介護を要する方	障害児者又は難病患者等が、容易に使用できるもの（手すりをつけることができる）ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く	6,300 （手すり取付けの場合 8,800 円加算する）
	頭部保護帽※	重度若しくは最重度の知的障害児者等（てんかん発作等により頻繁に転倒する者に限る。）又は、平衡機能、下肢機能及び体幹機能に障害があり、頻繁に転倒する方。もしくは、てんかんを事由とした精神保健福祉手帳１級の交付を受けた者で転倒の恐れがある方	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	A : 12,500 B : 19,000
	T字状・棒状のつえ	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能の障害があり、つえの使用により歩行機能が補完される方又は難病患者等で下肢が不自由な方	歩行時に身体を支え、安定させるものであって、障害児者が、容易に使用できるもの	3,300
	移動・移乗支援用具	平衡機能又は下肢・体幹機能の障害があり家庭内の移動等において介助を必要とする３歳以上の方又は難病患者等で下肢が不自由な方	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること (1)障害児者又は難病患者等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性のあるもの (2)転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具。ただし設置に当たり住宅改修を伴うものを除く	60,000

種目	品目	対 象	性 能	基準額（円）
自立生活支援用具	特殊便器	重度又は最重度の知的障害児者及び上肢1・2級で学齢児以上の方又は難病患者等で上肢機能に障害のある方	障害児者又は介護者が容易に使用し得るもので、温水温風を出せるもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く	102,200
	火災警報器	重度又は最重度の知的障害児者及び身体障害者手帳1・2級の方（火災発生の感知・避難が著しく困難な障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯※）	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し、屋外にも警報を知らせるもの	12,100
	自動消火器	重度又は最重度の知的障害児者及び身体障害者手帳等級2級以上の障害児者又は難病患者等（当該世帯が火災発生の感知又は避難が著しく困難な障害者や難病患者等のみの世帯又はこれに準ずる世帯※に限る）	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火できる	35,100
	電磁調理器	重度又は最重度の知的障害者又は視覚障害1・2級で18歳以上の方（視覚障害者のみの世帯またはこれに準ずる世帯※）	知的障害者又は視覚障害者が、容易に使用できるもの	13,000
	歩行時間延長信号機用小 型送信機	視覚障害1・2級で学齢児以上の方	視覚障害児者が、容易に使用できるもの	12,000
	聴覚障害者用屋内信号装置※	聴覚障害2級で18歳以上の方（聴覚障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯※で日常生活上必要と認められる世帯）	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの	87,400
	視覚障害者用誘導装置	視覚障害者で、音声による誘導を必要とする方	音声による目的物（位置）等の確認が可能となるもの（受信機のみ）	54,000
	携帯用信号装置	聴覚障害者で、視覚・触覚によらなければ呼出し等に応じることができない方	送信機と受信機を1組とし、送信機による合図（呼出し）が触覚等により知覚できるもので、携帯可能なもの	16,500
	トイレチェアー	頸髄損傷等により、通常の便座上で座位を保てない方	椅子の形状をし座位を保ったまま排便が可能なもの	41,300
	車椅子用段差昇降機	常時車椅子を使用する身体障害児者	地面と屋内床面の高低差が1m程度の場合に車椅子に乗ったままの状態、昇降が可能なもの	261,400
	人工呼吸器用バッテリー	呼吸器機能障害若しくは心臓機能障害の1級若しくは3級又は同程度の障害を有する障害児者であって、人工呼吸器を装着している方。または難病患者等で人工呼吸器を使用している方	障害児者又は介助者が容易に使用し得るもの	178,200
	人工呼吸器用蓄電型電源装置	呼吸器機能障害若しくは心臓機能障害の1級若しくは3級又は同程度の障害を有する障害児者であって、人工呼吸器を装着している方。または難病患者等で人工呼吸器を使用している方	蓄電機能を有する正弦波交流出力の電源装置で、障害児者又は介助者が容易に使用及び運搬可能なもの	100,000
在宅療養等支援用具	透析液加温器	腎臓機能障害1級又は3級で3歳以上の方	透析液を加温し、一定温度に保つもの	51,500
	酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う障害者で18歳以上の方		17,000
	ネブライザー※	呼吸器機能障害1級若しくは3級又は同程度の障害児者又は難病患者等で呼吸器機能に障害のある方	障害児者又は難病患者等が、容易に使用できるもの	30,800
	電気式たん吸引器※			56,400 (両用器の上限額は86,900円)
	動脈血中酸素飽和度測定器 (パルスオキシメーター)	①呼吸器機能障害又は心臓機能障害1級若しくは3級又は同程度の障害を有する方であって、在宅酸素療法の方又は人工呼吸器を装着している方 ②難病患者等で人工呼吸器の装着が必要な方	①障害児者が容易に使用できるもの ②呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者等が容易に使用できるもの	① 9,900 ② 157,500
	視覚障害者用体温計（音声式）	視覚障害1・2級で学齢児以上の方（視覚障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯※）	視覚障害児者が、容易に使用できるもの	9,000
	視覚障害者用体重計	視覚障害1・2級で18歳以上の方（視覚障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯※）		15,700
	視覚障害者用血圧計（音声式）	視覚障害1・2級で18歳以上の方（視覚障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯※）		10,000

種目	品目	対象	性能	基準額（円）
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	音声・言語機能障害又は肢体不自由で発声・発語に著しい障害を有する学齢児以上の方	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換でき、障害児者が容易に使用できるもの	98,800
	点字ディスプレイ	視覚障害1・2級で学齢児以上の方	パソコン等に接続し、画面の文字情報を点字で表示する点字用ピンディスプレイ	383,500
	点字器※	視覚障害児者	点字用紙をはさんで固定する板と点字を打つための定規及び点筆を組み合わせたもの	10,500
				3,100
	点字タイプライター	視覚障害1・2級で就学・就労しているか就労が見込まれる方	視覚障害児者が、容易に使用できるもの	82,000
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害1・2級で学齢児以上の方	① 音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害児者が容易に使用できるもの ② 視覚障害者用テープレコーダーについては、操作の表示が点字等であり視覚障害児者が容易に使用できるもの 音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害児者が容易に使用できるもの	① 85,000 ② 23,000
				48,000
	視覚障害者用時計	視覚障害1・2級で学齢児以上の方	視覚障害児者が、容易に使用できるもの	13,000
				16,500
	視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚障害1・2級で学齢児以上の方	文字情報と同一紙面上に記載された文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換するもので、視覚障害児者が容易に使用できるもの	99,800
	視覚障害者用拡大読書器	視覚障害児者で学齢児以上の方（この装置により文字等を読むことが可能になる方）	画像入力装置を読みたいもの（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出されるもの	239,800
	視覚障害者用文字放送ラジオ	視覚障害2級以上の障害者の方	点字仕様等、視覚障害者が容易に使用し得るもの。	29,000
	聴覚障害者用通信装置	聴覚障害又は発声・発語に著しい障害があり、緊急連絡等の手段として必要と認められる学齢児以上の方	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに文字等により通信が可能な機器であり、障害児者が容易に使用できるもの	71,000 (ただしFAXについては30,000円とする。)
	聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害児者で、本装置によりテレビの視聴が可能になる方	字幕、手話通訳付きの聴覚障害者用番組やテレビ番組に字幕、手話通訳の映像を合成したものを画面に出力することができ、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害児者が容易に使用できるもの	88,900
	人工内耳用電池※	聴覚障害児者又は難病患者等であって、人工内耳を装着している方	聴覚障害児者又は難病患者等が、容易に使用し得るもの	(月額) 3,000
				17,600
	人工内耳用充電器	聴覚障害児者又は難病患者等であって、人工内耳を装着している方（人工内耳用充電電池を使用する方に限る）		28,600
	人工喉頭	音声機能障害又は言語機能障害を有し無喉頭、発声筋麻痺等により音声を発することが困難な方（人工鼻については、常時埋込型の人工喉頭を使用する方に限る）	呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの	5,150
			顎下部等にあてた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの	70,100
			呼気を加温・加湿する機能に併せ、手動または自動で気管孔を閉塞する機能を有し、シャント発声を可能とするもの	(月額) 23,100
	点字図書※	視覚障害児者で主に情報の入手を点字によっている方	点字によって作成された図書点字図書	点字図書価格
	情報・通信支援用具	学齢児以上であって、次の要件のいずれにも該当する方 (1) 視覚又は上肢機能障害が1・2級 (2) パソコンの使用により社会参加がみ込まれること	情報機器（パソコン等）の周辺機器やソフトウェア等であって、機器の使用に当たって障害による弊害を緩和もしくは解消できるもの	100,000

種目	品目	対象	性能	基準額（円）
排泄管理 支援用具	ストーマ用 装具、紙お むつ等及び 洗腸用具	蓄便袋	低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋	（月額）9,100
		蓄尿袋	低刺激性の粘着剤を使用した密封型の収納袋で尿処理用のキャップが付いているもの	（月額）12,200
排泄管理 支援用具	ストーマ用 装具、紙お むつ等及び 洗腸用具	その他	3歳以上で、次のいずれかの要件に該当し、紙おむつ等の用具類を必要とする方 (1) ストーマ周辺の皮膚の著しいびらん、ストーマの変形のためストーマ用装具を装着できない方 (2) 先天性疾患（先天性鎖肛を除く）に起因する神経障害による高度の排尿機能障害又は高度の排便機能障害のある方 (3) 先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害のある方 (4) 脳原性運動機能障害又は脳原性運動機能障害と類似の症状を呈する障害により排尿もしくは排便の意思表示が困難な方（おおむね3歳未満で発症した疾病等により四肢機能障害や体幹機能障害があり、次のいずれにも該当する方） ①自力でトイレにいけないこと ②自力で便座（排便補助具の使用を含む）に座ることができないこと ③介助による定時排泄をすることができないこと	13,000 （紙おむつ等は月額）
			対象者の衛生を保てるもの	5,300 （月額）
	収尿器	普通型	脊椎損傷等による排尿障害（特に失禁のある場合）により、収尿器を必要とする方	男性用：7,931 女性用：8,755
		簡易型		男性用：5,871 女性用：6,077
住宅改修費	居宅生活動作補助用具（住宅改修）※	下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る）があり当該障害等級1～3級で学齢児以上の方又は難病患者等で下肢又は体幹機能に障害のある方（ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢障害1・2級の方）	障害児者又は難病患者等の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの 住宅改修の範囲は、次に掲げるものとする (1) 手すりの取り付け (2) 段差の解消 (3) 滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 (4) 引き戸等への扉の取替え (5) 洋式便器等への便器の取替え (6) 前号に掲げる改修に付帯して必要となる住宅改修	200,000

〈貸与〉（所得税非課税世帯のみ）

情報・意識 支援用具	福祉電話	難聴者又は外出困難な原則として2級以上の障害者でコミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる方で18歳以上の方（当該世帯が、障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯※に限る）	障害者が、容易に使用できるもの	83,300
---------------	------	--	-----------------	--------

※頭部保護帽基準額欄

A：スポンジ、革が主材料 B：スポンジ、革、プラスチックが主材料

※聴覚障害者用屋内信号装置

サウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計、聴覚障害者屋内信号灯を含むものとする。

※ネブライザー、電気式たん吸引器の両用器の上限額は86,900円とする。

※点字器基準額

標準型：標準規格の点字用紙に点字を書くことができるもの。

携帯用：携帯して利用することが可能なもの。

※空気電池と充電電池との併給不可。

両耳装用の場合は左右それぞれに給付可。

※点字図書：一人あたり年間6タイトルまたは24巻を限度

※居宅生活動作補助用具：原則一回限り

※障害者のみの世帯に準ずる世帯：以下の世帯等を対象とする。

- (1) 健常者と同居であるが、日中はその者が就労、就学等のため、障害者のみとなる世帯。
- (2) 健常者との同居であるが、その者が高齢者、病弱等の理由により家事等を行うのに困難がある世帯。
- (3) 健常者との同居であるが、その者が病氣入院等により長期間にわたって不在となり、障害者のみとなる世帯。

〈窓口〉各区役所支援課 (3 ページ参照)

小児慢性特定疾病児が日常生活に必要とする便器や介護ベッド等の日常生活用具を給付します (品目により対象児の身体状況が定められているため、購入する前にあらかじめご相談ください)。

◇対象者

次の要件をすべて満たす方

- (1) 小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けている方
- (2) 児童福祉法の他の施策、障害者総合支援法の施策の対象にならない方

◇対象品目

便器、特殊マット、特殊寝台、特殊尿器、体位変換器、入浴補助用具、車椅子、電気式たん吸引器、歩行支援用具、特殊便器、頭部保護帽、クールベスト、紫外線カットクリーム、ネブライザー、動脈血中酸素飽和度測定器 (パルスオキシメーター)、ストーマ装具 (消化器系、尿路系)、人工鼻、チューブ型包帯

◇費用

世帯の所得に応じた費用負担があります。

なお、市の制度により、その世帯の課税状況によって費用負担が無料となる場合がありますので、窓口にお問い合わせください。

◇申請に必要なもの

診断書 (状況に応じて必要となります) 等、見積書、印鑑

自 助 具

障害・疾病による麻痺や加齢による機能低下などで、日常での生活動作に不便が生じることがあります。自助具とは、箸で食事をしたり、髪を整えるなどの身の回りの動作などをより便利に、より簡易に自分で行えるよう工夫された道具です。

自助具は既製品として販売しているものもあれば、簡単に手作りできるものもあり、食事、整容、更衣、調理、掃除、趣味活動などの場面で使用されます。

〈用具例〉

◇食事用具

スプーン・フォーク (柄を太くして握りやすくしたり、使う方の症状に合わせて角度を変えられるもの)、皿 (裏に吸盤がついているもの、ふちを高くしてこぼれにくくしたもの) など

◇入浴用具

吸盤つき入浴マット、入浴用イス、浴槽手すり など

◇日常諸用具

ボタン穴通し、靴下補助具、柄の曲がった櫛 など

◇視覚障害者のための日常生活用具

日本点字図書館、日本視覚障害者団体連合で扱っています。

〈問合せ先〉

介護すまいる館（埼玉県社会福祉協議会）

浦和区針ヶ谷 4-2-65 彩の国すこやかプラザ内 TEL 822-1195 FAX 822-1426

日本点字図書館・用具事業課

東京都新宿区高田馬場 1-23-4 TEL 03-3209-0751 FAX 03-3200-4133

日本視覚障害者団体連合・用具購入所

東京都新宿区西早稲田 2-18-2 TEL 03-3200-6422 FAX 03-3200-6428

緊急時連絡システム

〈窓口〉各区役所支援課（3 ページ参照）

在宅で重度障害のある方が、急病、事故などの緊急時にボタンひとつで通報できるよう、ペンダント型発信機と緊急通報電話機を設置しています。

（原則として対象者は障害のある方のみの世帯または、障害のある方が日中独りになる世帯となります）

24 時間、看護師・相談員が待機し、緊急の時には電話をして様子を伺い、ご指定の緊急連絡先への連絡や、救急車の要請を行います。

その他、健康・医療の相談や、希望に応じて定期的な安否確認も行います。

※ご自宅の電話回線がCATV・ADSL・光回線等の特殊回線の場合は設置が出来ない場合もあります。

◇費用

システムの設置費、維持管理費は市が負担しますが、電話の基本料、通話料は自己負担となります。

◇申請に必要なもの

手帳、印鑑

緊急時安心キットの配布

〈配布窓口〉各区役所（支援課、高齢介護課、保健センター）、保健所、消防署（出張所）、郵便局

緊急時安心キットは、「いつも通っている病院」や「緊急連絡先」などの情報（緊急情報シート）を容器に入れて、ご家庭の冷蔵庫に保管するものです。病気やケガなどで救急隊が駆け付けたときに、緊急情報シートを確認して、病院への速やかな搬送につなげます。

◇費用

無料

◇配布対象

市内にお住まいの 65 歳以上の方、障害や難病、持病のある方の世帯

※同一世帯で複数名が利用する場合でも、1 世帯 1 セットの配布です。

※緊急情報シートの記載事項に変更がないか定期的に確認し、変更があった場合は書き換えてください。

〈問合せ先〉消防局 警防部 救急課 TEL 833-7981 FAX 833-7201

避難行動要支援者名簿

さいたま市では自ら避難することが困難な方で、特に支援を要する方の名簿（避難行動要支援者名簿）を作成しています。この名簿をお住まいの地域の避難支援等関係者（消防機関、自主防災組織、自治会、民生委員等）に提供し、地域の避難支援体制をさらに整備し、災害に備えるものです。

◇対象者

以下の条件に該当する在宅の方で、避難支援等関係者への情報提供に同意された方

高齢者	・要介護 2 ～ 5 の認定を受けている方 ・要支援 1・2、要介護 1 の認定を受けている単身又は高齢者のみの世帯の方
障害者	・障害支援区分認定者 ・聴覚障害者 2・3 級 ・身体障害者（内部障害）1 級 ・身体・知的障害児 ・特別障害者手当受給者 ・視覚障害者 1・2 級 ・身体障害者（肢体不自由）1・2 級 ・知的障害者㊤・A・B ・精神障害者 1・2 級

上記の対象ではない方も、災害時の避難に特に支援が必要な方は、お申し出いただくことで名簿への掲載が可能です。

なお、災害時には地域の避難支援等関係者の多くも被災者となりうることから、避難支援が必ず保証されるものではありません。

〈問合せ先〉

名簿の作成・同意に関すること

福祉総務課 TEL 829-1253 FAX 829-1961

名簿の活用に関すること

防災課 TEL 829-1126 FAX 829-1978

障害児（者）生活サポート

〈窓口〉各区役所支援課（3 ページ参照）

在宅で障害のある方の地域生活を支援するため、障害のある方及びその家族の必要に応じて一時預かり、派遣による介護、外出時の介助等のサービスを提供します。

登録団体については、お問い合わせください。

◇対象者

身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳所持者、発達に障害があると診断された方、知的障害があると判定された方

◇年間（年度）利用時間

上限 150 時間

◇費用

利用者の費用負担があります。

※ただし、18 歳未満の障害児及び 18 歳で学校在学中の方は生計中心者の市町村民税額に応じて自己負担が軽減されることがあります。

◇申請に必要なもの

手帳、印鑑

※18 歳未満及び 18 歳で学校在学中の場合、生計中心者の市町村民税の分かるものが必要です。（18 歳で学校在学中の方は学生証の写しも必要になります。）

訪問入浴サービス (1 ページ欄外参照)

〈窓口〉各区役所支援課 (3 ページ参照)

家庭において、入浴が困難な重度の身体障害のある方に対して定期的に巡回入浴サービスを行っています。なお、介護保険の認定を受けている方は、介護保険制度での利用が優先されます。

◇対象者

身体障害者手帳 1 級・2 級の方で、家庭において入浴が困難な方

◇利用回数

年度 104 回 (月 10 回以内)

※年度の途中から申請する場合は回数が異なります。

◇内容

- (1) 入浴、洗髪等
- (2) 血圧、脈拍、体温測定等健康管理
- (3) 健康相談及び助言指導

◇費用

世帯の所得に応じた費用負担があります。

◇申請に必要なもの

健康診断書 (所定の様式があります)、印鑑

訪問理容サービス

〈窓口〉各区役所支援課 (3 ページ参照)

重度の障害のある方に理容師又は美容師を派遣します。なお、介護保険の認定を受けている方は、高齢福祉サービスでの利用が優先されます。

◇対象者

身体障害者手帳 1 級の方、または療育手帳(A)・A の方で、理・美容店に行くことが困難な方

◇利用回数

年度 4 回

※年度の途中から申請する場合は回数が異なります。

◇費用

無料

◇申請に必要なもの

手帳、印鑑

重度身体障害者寝具乾燥及び丸洗い

〈窓口〉各区役所支援課（3 ページ参照）

18 歳以上の重度の身体障害のある方で寝たきりの状態にある方が使用する寝具の乾燥及び丸洗いをしています。なお、介護保険の認定を受けている方は、高齢福祉サービスでの利用が優先されます。

◇対象者

身体障害者手帳 1 ・ 2 級で寝たきりの状態にあって、介護者も寝具乾燥を行うことが困難な 18 歳以上の方

◇実施回数

乾燥：年度 10 回 丸洗い：年度 2 回

◇費用

無料

◇申請に必要なもの

手帳、印鑑

障害者緊急一時保護等事業

〈窓口〉各区役所支援課（3 ページ参照）

虐待発生時または急用・急病等による介護者不在時の緊急受入れ等の場を提供します。

◇対象者

- (1) 虐待を受けている又は受ける恐れがある障害者
- (2) 介護者が急用・急病等で不在の障害者
- (3) 親元からの自立等を検討する障害者

◇費用

利用者の費用負担があります。（減免制度あり）

〈窓口〉各区役所支援課 (3 ページ参照)

意思の疎通が困難な重度障害者に対して、本人との意思疎通を行うことができる者を派遣することにより、円滑な医療行為が行えるよう支援します。支援の内容は、医療機関に入院中のコミュニケーション支援 (医療従事者との意思疎通を図ること及びこれに伴う必要な見守り) です。

※入院 1 回につき 150 時間が限度となります。

◇対象者

下記のいずれかに該当する、市内在住で 18 歳以上 65 歳未満の方

- (1) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第 2 条第 3 項の規定による特別障害者又は脳性まひにより身体障害者手帳の交付を受けており、その障害の程度が 1 級の方
- (2) 知的障害者福祉法第 12 条第 1 項に規定する知的障害者更生相談所若しくは児童福祉法第 12 条第 1 項に規定する児童相談所において手帳の交付を受けており、その障害の程度が㉠(最重度)の方

◇費用

一部自己負担があります。(市民税非課税者・生活保護受給者除く)

◇申請に必要なもの

手帳、印鑑

ふれあい収集

〈窓口〉西部清掃事務所 (担当区: 西区、北区、大宮区の一部、中央区)

TEL 623-3899 FAX 622-9144

東部清掃事務所 (担当区: 大宮区の一部、見沼区、桜区、浦和区、南区、緑区、岩槻区)

TEL 878-0956 FAX 878-0960

※大宮区の担当については、「家庭ごみの出し方マニュアル」で確認してください。

ひとり暮らしの高齢の方 (65 歳以上) や障害のある方で、身近な人などの協力が得られず、自ら収集所までごみを持ち出すことができない方のために、市の職員が自宅まで直接ごみを引取りに伺う「ふれあい収集」を行っています。なお、同居する家族がいる場合であっても、同居家族が高齢の方や障害のある方など、収集所までごみを持ち出すことが困難な家庭も対象となります。

◇申請

お住まいの地域を担当する清掃事務所にお申し込みください。後日、収集担当の職員がご自宅に伺い、ごみを持ち出すことが困難な状況について確認したうえ、可否が決定されます。